

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
当日の翌
日、翌日
がとる
がとる
の翌日)

目 次

- ◇告 示 保安林の指定の解除(森林保全課)
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集(総務課)
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)

告 示

鳥取県告示第七百四十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年十一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除に係る保安林の所在場所
米子市大篠津町字東ノ二 七二二の四一(次の図に示す部分に限る)、七二二の五七
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十七号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成七年十一月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

- 一 日時 平成七年十一月二十二日(水)午後一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 三 議題
 - 1 鳥取県立学校管理規則の一部改正について
 - 2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十六号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたと

ので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成七年十一月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

申請者	氏名又は名称	株式会社 三星	
	住所	名古屋市西区中小田井四丁目396	
遊技機の種類	遊技機の区分	型式	名称
	ばちんこ遊技機	規則第6条第1号	ウエスタン
製造者	製造者	株式会社 三星	製造者
	検番号	500279	検番号
有効期間	有効期間	7年11月21日から3年間	有効期間
	製造者	株式会社 三星	製造者

申請者	氏名又は名称	株式会社 平和	
	住所	群馬県桐生市広沢町二丁目3014-8	
遊技機の種類	遊技機の区分	型式	名称
	ばちんこ遊技機	規則第6条第1号	CR・ハッピー
製造者	製造者	株式会社 平和	製造者
	検番号	500166	検番号
有効期間	有効期間	7年11月21日から3年間	有効期間
	製造者	株式会社 平和	製造者

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目鳥 取 県 【定価一部一箇月二千元（送料を含む。）】